

職 発 0331 第 17 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

建設雇用改善計画（第十一次）の策定及び実施について

建設労働対策の推進については、日頃から御配慮いただいているところであるが、今般、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づき、中期的な建設労働対策を示した建設雇用改善計画（第十一次（令和 8 年度～令和 12 年度）を別添のとおり策定し、本日付け令和 8 年厚生労働省告示第 131 号をもって告示された。

については、今後はこの計画を指針として建設労働対策を推進することとなるので、計画の趣旨を十分御理解の上、建設事業主及びその団体を始めとする関係者に対する周知に努めるとともに、建設行政機関等の関係行政機関及び建設業界との連携を密にしつつ、建設労働対策の一層の推進に遺漏なきよう期されたい。

職 発 0331 第 18 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

建設雇用改善計画（第十一次）の策定及び実施について

建設労働対策の推進については、日頃から御配慮いただいているところですが、今般、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づき、中期的な建設労働対策を示した建設雇用改善計画（第十一次）（令和 8 年度～令和 12 年度）を別添のとおり策定し、本日付け令和 8 年厚生労働省告示第 131 号をもって告示されたところです。

つきましては、今後はこの計画を指針として建設労働対策を推進することとなりますので、計画の趣旨を十分御理解の上、都道府県労働局とも引き続き密接な連携を図っていただき、また、建設業所管部局、地方整備局及び建設業界との連携を図りつつ、建設労働対策の一層の推進について特段の御配慮をお願いいたします。

職 発 0331 第 19 号
令和 8 年 3 月 31 日

関係建設事業主団体 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

建設雇用改善計画（第十一次）の策定及び実施について

建設労働対策の推進については、日頃から御配慮いただいているところですが、今般、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づき、中期的な建設労働対策を示した建設雇用改善計画（第十一次）（令和 8 年度～令和 12 年度）を別添のとおり策定し、本日付け令和 8 年厚生労働省告示第 131 号をもって告示されたところです。

厚生労働省といたしましては、今後はこの計画を指針として建設労働対策を推進する所存ですので、この計画の趣旨について貴団体会員の御理解が得られるよう御配慮をお願いするとともに、今後の建設労働対策の推進に一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

職 発 0331 第 20 号
令和 8 年 3 月 31 日

国土交通省
不動産・建設経済局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

建設雇用改善計画（第十一次）の策定及び実施について

建設労働対策の推進については、日頃から御配慮いただいているところですが、今般、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）に基づき、中期的な建設労働対策を示した建設雇用改善計画（第十一次）（令和 8 年度～令和 12 年度）を別添 1 のとおり策定し、本日付け令和 8 年厚生労働省告示第 131 号をもって告示されたところです。

建設労働が抱える問題の多くは、建設生産の特性と深く関連するものであり、建設雇用改善の効果的な推進を図るためには、建設業行政と労働行政とが密接な連携の下に、関係事業主等に対する指導・援助等を実施していく必要があります。

つきましては、貴職におかれましても、関係機関等に対し、同計画の趣旨について周知を図られるとともに、建設業における雇用の改善のために必要な指導等について特段の御配慮をお願いいたします。

さらに、同計画の円滑な実施を図る観点から、貴省及び厚生労働省の地方機関相互の連携の強化について御配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

なお、関係建設事業主団体に対しましては、別添 2 のとおり本日付け要請しましたので、申し添えます。